

○あきる野市健康づくり推進協議会設置要綱

平成 8 年 4 月 1 日
通達第 1 7 号

(目的及び設置)

第 1 条 市民の健康の保持及び増進を図り、地域の実情に応じた健康づくり対策を推進するため、あきる野市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 市民の健康づくりの推進に関する事項
- (2) 健康的な食生活を推進するための啓発に関する事項
- (3) 健康づくりのための組織及び市民の自主的活動の育成に関する事項
- (4) あきる野市健康増進計画の推進及び管理に関する事項
- (5) その他市民の健康増進に必要な事項

(平 1 9 通達 2 3 ・ 一部改正)

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 2 0 人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域医療を担当する者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 市民の代表
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員

(平 1 9 通達 2 3 ・ 全改)

(委嘱等)

第 4 条 委員は、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(謝礼)

第 6 条 第 3 条第 1 号から第 4 号までに規定する委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(平 1 9 通達 2 3 ・ 追加)

(役員)

第 7 条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人

2 役員は、委員の中から互選する。

(平 1 9 通達 2 3 ・ 旧第 6 条線下)

(役員職務)

第 8 条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(平 1 9 通達 2 3 ・ 旧第 7 条線下)

(会議)

第 9 条 協議会は、必要の都度開催するものとし、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(平 1 9 通達 2 3 ・ 旧第 8 条線下)

(部会)

第 1 0 条 第 2 条に規定する事項を効率的に協議するため、協議会の下に部会を設置することができる。

2 前項の部会に関する事項は、会長が定める。

(平 1 9 通達 2 3 ・ 追加)

(庶務)

第 1 1 条 協議会の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

(平 9 通達 3 2 ・ 一部改正、平 1 9 通達 2 3 ・ 旧第 9 条線下、平 2 0 通達 2 4 ・ 一部改正)

附 則 (平成 9 年通達第 3 2 号)

この要綱は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 9 年通達第 2 3 号)

あきる野市健康づくり推進協議会設置要綱

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年通達第24号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。